

建築基準法第22条第1項の規定による区域指定（平成18年岩手県告示第518号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
所管の広域振興局	指定区域		指定図の縦覧場所	所管の広域振興局	指定区域		指定図の縦覧場所
[略]				[略]			
県南広域振興局	[略]		<u>県南広域振興局土木部北上土木センター及び北上市役所</u> <u>県南広域振興局土木部遠野土木センター及び遠野市役所</u> <u>県南広域振興局土木部一関土木センター及び一関市役所</u> <u>県南広域振興局土木部一関土木センター及び平泉町役場</u>	県南広域振興局	[略]		<u>県南広域振興局土木部花巻土木センター及び北上市役所</u> <u>県南広域振興局土木部花巻土木センター及び遠野市役所</u> <u>県南広域振興局土木部及び一関市役所</u> <u>県南広域振興局土木部及び平泉町役場</u>
	北上市	[略]			北上市	[略]	
	遠野市	[略]			遠野市	[略]	
	一関市	[略]			一関市	[略]	
西磐井郡平泉町	[略]		西磐井郡平泉町	[略]			
沿岸広域振興局	[略]		<u>沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び宮古市役所</u> <u>沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び山田町役場</u> <u>沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター及び岩泉町役場</u>	沿岸広域振興局	[略]		<u>沿岸広域振興局土木部及び宮古市役所</u> <u>沿岸広域振興局土木部及び山田町役場</u> <u>沿岸広域振興局土木部及び岩泉町役場</u>
	宮古市	[略]			宮古市	[略]	
	下閉伊郡山田町	[略]			下閉伊郡山田町	[略]	
	下閉伊郡岩泉町	[略]			下閉伊郡岩泉町	[略]	
大船渡市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の防火地域が	[略]	大船渡市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域	[略]		

	<u>定められてい</u> <u>る区域及び準</u> 防火地域が定 められている 区域を除く区 域（指定図の とおり。）			が定められて いる区域を除 く区域（指定 図のとおり。 ）	
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。